

「もやい」日中一時支援事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人湘南の風もやいが運営する「日中一時支援事業」(以下「事業所」という)の適切な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関することを定め、事業所の円滑な運営管理を図るとともに、事業所を利用する障害児(以下、「利用者」という)または障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、利用者または障害児の保護者(以下「保護者等」という)の立場に立ったサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、逗子市が定める逗子市障害者等日中一時支援事業実施要綱に基づき指定を受け、学齢期の利用者を一時的に預かることにより、利用者に日中活動の場を提供し、見守り、及び社会に適応するための日常的な訓練等を行なうことを目的とする。

2 事業所は、利用者を一時的に預かることを目的とするが、利用者の発達レベルや障害特性を考慮し、一定時間安心して過ごせるよう配慮してサービスを提供する。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 もやい
- (2) 所在地 逗子市小坪 5-22-10

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の管理及び業務の管理を一元的に行なうものとする。
- (2) 支援員 1名以上(常勤)

(営業日及び営業時間等)

第5条 営業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 毎週月曜日～金曜日
ただし、1月2日及び同月3日、12月29日から同月31日まで並びに「国民の祝日に関する法律」第3条第1項及び第2項に規定する休日(1月1日及び月曜日に限る。)の場合を除く。
- (2) 営業時間 午前9時～午後5時45分
- (3) サービス提供時間 午後1時30分～午後5時30分

2 理事長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、営業日若しくは営業時間を変更し、又は臨時に休業日を設けることができる。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、1日あたり5名とする。

なお、長期休暇（学校の夏休み等）等の利用定員については1日あたり10名とする。

（サービスの内容）

第7条 サービスの内容は、次の各号の通りとする。

- （1）個々の利用者、目的に応じた教材・課題を用意しての個別プログラム。
- （2）集団プログラム（調理・プール・季節行事等）
- （3）送迎サービス（別途“日中一時支援事業送迎実施要領”に準ずる）

（利用者から受領する費用の種類及び額）

第8条 サービスを提供した際に受領する費用の種類及び額は、次の各号の通りとする。

- （1）利用料 返子市が定める利用者負担額の支払いを受けるものとする。
- （2）創作活動・外出に関わる材料費等（実費負担）
- （3）その他

（サービスの利用にあたっての留意事項）

第9条 学校保険法施行令第5条に規定される伝染病にかかっている場合、その他管理上支障のある場合は、利用の制限・停止を設ける。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第10条 事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見し、迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

- （1）虐待の防止に関する責任者の選定
- （2）成年後見制度の利用支援
- （3）苦情解決体制の整備
- （4）従事者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

（緊急時の対応）

第11条 従事者は、現にサービスを行なっているときに、利用者の病状に急変その他の緊急事態が生じたときには、速やかに医療機関へ連絡する旨の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第12条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画をたて、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従事者に周知する。

2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行なう。

（苦情解決）

第13条 事業所は、その提供したサービスに関する利用者またはその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付の窓口を設置し、必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、適切なサービスが提供できるよう従事者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質向上を図るために次の通り研修の機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回

- 2 従事者は、その業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 従事者であった者に、業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を保持させる為、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 その業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持する記録等を整備し、当該サービスを提供した費から5年間保存するものとする。

(委任)

第15条 この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人湘南の凧と施設長との協議に基づいて定めるものとする。

附則

1. この規程は、平成24年5月1日から施行する。

(施行期日)

2. この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年9月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年9月1日から施行し、改正後の第8条の規定は平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。